

徳島大学病院長候補者選考基準

平成30年10月24日

国立大学法人徳島大学長

徳島大学病院長選考規則第3条の規定に基づき、徳島大学病院長候補者選考基準を以下のとおり定める。

病院長は、病院の業務の総括という職務の重要性に鑑み、以下に掲げる病院長に求められる資質、能力等の要件を満たす者とする。

- 1 医師免許を有している者
- 2 人格が高潔で学識に優れ、地域及びグローバルな視野を持ち、徳島大学の使命「教育、研究、社会貢献」を達成できる者
- 3 「生命の尊重と個人の尊厳の保持を基調とし、先端的で、かつ生きる力をはぐくむ安全な医療を実践するとともに、人間愛に溢れた医療人を育成する。」という徳島大学病院（以下「本院」という。）の基本理念を理解し、遂行できる能力を有する者
- 4 本院又は本院に準じる規模の他の病院において、病院長又は副病院長（これに準じる職を含む。）の経験があり、高度な医療を提供する特定機能病院の管理運営上必要な資質・能力を有している者
- 5 本院又は本院に準じる規模の他の病院において、以下のいずれかの業務に従事した経験があり、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有している者
 - (1) 医療安全管理責任者又は医療機器安全管理責任者の業務
 - (2) 医療安全管理に関する委員会等の構成員としての業務
 - (3) 医療安全管理に関する部門における業務
 - (4) その他上記に準じる業務